

(様式第1号)

平成25年度 第1回芦屋市子ども・子育て会議 会議録

日 時	平成25年8月9日(金) 13:00~15:00
場 所	芦屋市役所 北館4階 教育委員会室
出 席 者	会 長 大方 美香 副 会 長 寺見 陽子 委 員 下岡 きみ代 委 員 飯田 眞美 委 員 末谷 満 委 員 金光 文代 委 員 山本 眞 委 員 安里 知陽 委 員 有馬 直美 委 員 友廣 剛 委 員 加納 多恵子 委 員 半田 孝代 委 員 守上 三奈子 委 員 三柴 哲也 委 員 藤原 寛子 委 員 英 眞希子 委 員 北川 知子 委 員 伊田 義信 委 員 津村 直行 欠席委員 橋本 亮一 事務局 こども政策課長 宮本 雅代 こども政策課主幹 高橋 弘美 こども政策課係長 田中 孝之 こども政策課主査 山中 朱美 こども政策課主事 井村 元泰
事 務 局	こども・健康部こども政策課
会議の公開	公 開
傍 聴 者 数	22人

1 会議次第

<開会>

- (1) 開会の挨拶
- (2) 委嘱状・任命書の交付
- (3) 市長の挨拶
- (4) 委員・事務局自己紹介
- (5) 会長・副会長の選任
- (6) 会議運営上の説明

<議題>

- (1) 子ども・子育て支援新制度について
- (2) 芦屋市子ども・子育て会議について
- (3) データから見る芦屋市の保育と教育における現状について
- (4) アンケート調査票について
- (5) その他連絡事項

<閉会>

閉会の挨拶

2 提出資料

- 資料1 子ども・子育て支援新制度について
- 資料2 認定こども園の認定件数
- 資料3 芦屋市子ども・子育て会議条例
- 資料4 統計データからみる芦屋市の保育所と幼稚園における現状
- 資料5 子ども・子育て支援新制度に係る芦屋市のアンケート調査の実施について
- 資料6 アンケート調査項目の構成について
- 資料7 子育て支援に関するアンケート調査～調査の趣旨とご協力をお願い～
- 資料7別紙 芦屋市の教育・保育事業の内容・条件・料金（参考）
- 資料8 子ども・子育て支援事業計画策定までの進め方

3 審議経過

<開会>

- (1) 開会の挨拶
【事務局から開会の挨拶】
- (2) 委嘱状・任命書の交付
【委嘱状・任命書の交付】
- (3) 市長の挨拶
【市長の挨拶】
- (4) 委員・事務局自己紹介
【委員・事務局自己紹介】

(5) 会長・副会長の選任

【委員互選により大方委員を会長に，寺見委員を副会長に選任】

【会長・副会長より挨拶】

(6) 会議運営上の説明

【事務局より会議の運営等について説明】

< 議事 >

(1) 子ども・子育て支援新制度について

(会 長) 議事に入る前に事務局より資料の説明をお願いいたします。

【事務局より資料説明】

(会 長) ありがとうございます。それでは早速議事に入りたいと思います。議題の1つ目が芦屋市の子ども・子育て支援新制度についてということです。事務局より説明をお願いいたします。

【事務局より子ども・子育て支援新制度について説明】

(2) 芦屋市子ども・子育て会議について

(会 長) ありがとうございます。続きまして議題2を先に説明していただけますでしょうか。

【事務局より芦屋市子ども・子育て会議について説明】

(会 長) ありがとうございます。議題の1，2について説明があったのですが，何かご質問等はございますか。

(伊田委員) 現時点で部会について予定や日程案はあるのでしょうか。

(会 長) 部会について，事務局何か予定はございますか。

(事 務 局) まだ具体的に皆様にお示しできる状態にはなっていませんが，事務局案としまして，この会議では整備計画をメインに立てていき，基準や細かいところは少人数で専門家のご意見を聞きながら行う方がよいということで，部会で検討してみたいと考えています。またそれ以外にも，留守家庭学級，学童保育，母子保健や子育て支援事業のことはそれぞれの所管が中心になって事業を推進していかねばならないので，そういう所管と合わせて委員の方にも入っていただき部会方式で進め，この会議で最終的に諮っていただこうと考えています。

(会 長) 部会とは何かというイメージがわからないのではないかと思います。資料8の意味もわかりにくいと思います。まずこの子ども・子育て支援事業がどのようなものかということと，この会議の位置づけがどうなっているのかということ事務局がご説明されましたが，その前段にそもそも国が設置した子ども・子育て会議で何をやるようとしてるのかという，資料1の説明があって，それを受けてこの会議があるということがわかりにくかったのではないかと思います。皆さんご理解されていますでしょうか。

(飯田委員) 先ほどのご説明はわかりましたが，前回の会議までで27年度に向けた計画策定

と緊急の待機児童を解消するという喫緊の目標があったと思いますが、そちらの計画は今回とは別物でしょうか。

(事務局) 今飯田委員がおっしゃったことは、先月開催いたしました子ども・子育て支援新制度検討委員会のことだと思いますが、検討委員会につきましては、この会議の議題とは別個に待機児童に向けてどのような方策を考えたほうがよいかというこの25・26年度で集中的に行うことを審議していただく場ということで実施しました。ですから、27年度には1つの方向性が形となって現れると考えています。この新しい子ども・子育て支援事業計画及びこの会議につきましては、並行する部分ではありますが、27年度以降にどのような状態で芦屋市の中に教育・保育施設、あるいは他の子育て支援事業が配置されていくかということを中心に落とし込んでいくというものですから、検討委員会も合わせて26年度中のことは考えていき、それがうまく27年度からの新制度につながって計画に盛り込まれるように考えて参ります。

(会長) 資料8を見て、タイムスケジュールを気にしなければなりません、26年3月には既に県への報告・調整、26年9月にも県への報告、さらに27年3月に県への提出があります。多分これは県全体として決められていることです。そうすると、ここに向けて芦屋市子ども・子育て会議を進めていくということが前提でこの資料を出していただいたのだと私は推測しました。ですから、27年度スタートに向けていくとなるととてもタイトなスケジュールになるということを共通理解しておかなければなりません。そして、子ども・子育て支援事業計画は5ヵ年計画とおっしゃいましたが、国が示している条文の中に5年とありますので、5年を見通して考えるという国からの指示と理解しなければいけません。国の指針の中には区域設定が書かれており、小学校区や中学校区域の中の必要な整備を考えなければならないということと、幼児期の学校教育・保育というものを量として芦屋市民がどの程度必要とされているかを捉え、それに対し、現状がうまくいっているのか確認をして、ここで考えていくということによろしいでしょうか。もう一つは芦屋市の子ども・子育て支援事業が市民のご要望と折り合っているかどうかを調べるための調査があり、もしご要望に足りていなければそれをどうするかということを考えていかなければならないと思います。そこがこの会議で話し合っていく前提として、各都道府県市町村が共通理解してくださいと言われていた国からの情報かと思います。

(3) データから見る芦屋市の保育と教育における現状

(会長) とくに質問がなければ、次のデータから見る芦屋市の保育と教育における現状について、事務局説明をお願いいたします。

【事務局より資料説明】

(会長) ありがとうございます。今の説明でご質問等ございますでしょうか。データの話になりますが、7ページの芦屋市における待機児童数の推移で平成25年度は134人という数字が出ていますが、これはまだ解消されていない数字ということによろしいでしょうか。

(事務局) これは、入所待ち児童ということで国基準という数とは違いますが、申し込み

をされて、未だ保育所には入れていないお子さんの数となります。これは、平成25年4月1日現在となっています。芦屋市の場合は、保育所は毎月入所対象がありますので毎月数値は変わってきています。

(会 長) 9ページの芦屋市の学童保育における現状について、芦屋市では今は国とほぼ同じ3年生まで預かっていらっしゃるようですが、今後、6年生までということも議論されていますが、芦屋市としてお考えはありますか。

(事 務 局) 現在芦屋市では、留守家庭児童会(市が運営する学童保育)に関して条例で3年生までと規定していますが、今回児童福祉法において学年の制限がなくなりましたので、それを元に芦屋市はどうしていくかということをもまずは今回のアンケート調査の中でニーズを掘り起こして、それを実際の適正な供給量に落とし込んでいきますので、キャパシティの問題もあり、その点もどのような運営方法で受けていくかという議論も必要かと思えます。今後部会等で練って行き、来年には新しい計画の中に盛り込んでいきたいと思えます。

(会 長) ニーズ調査の結果ということになるわけですね。今、資料4に基づいてご説明いただきました。(1)芦屋市の就学前児童を取り巻く環境、(2)芦屋市の認可保育所(園)・幼稚園における現状、(3)学童保育における現状とありますが、よろしいでしょうか。

(4)アンケート調査票について

(会 長) それでは、議題4芦屋市のアンケート調査票についてご説明いただけますでしょうか。

【事務局より資料説明】

(会 長) ありがとうございます。今、事務局案ではそれぞれの団体にお持ち帰りいただいて、意見があれば事務局にということでしたが、事務局の方にいつまでという期限はございますか。

(事 務 局) 後ほど正式にお願いいたしますが、一応今月中には一定の取りまとめはしたいと考えています。

(会 長) 一旦持ち帰って、それぞれに議論していただくということで、今お気づきのことは、お尋ねいただければよいと思えます。よろしく願いいたします。

(加納委員) 障がいを持つ子どもは今回は省くということでしょうか。

(事 務 局) 私どもも議論の中で障がいのあるお子さんがどのような教育・保育を受けたらよいかということをお考えまして、例えば、質問項目の中に、「どこを利用していますか」、「今後どこを利用したいですか」というところにそれを網羅できるようにしていました。今の案は、国基準で作成したためそれが抜けています。そこは一度ここでご意見いただければと思えます。

(加納委員) 学童の年齢などで差が出てくるのではないかと思います。

(会 長) 一度、事務局で議論していただけますでしょうか。他ご質問等ございますでしょうか。

(友廣委員) 外国籍の方にも同じものを配布するのですか。

(事 務 局) 今、住民登録は外国人の方も無作為抽出の中に入りますので、それもすべて含めた上で、もしその方が質問項目を読めない場合には個々にできる範囲で対応し

ようと考えています。

(友廣委員) 1ページに小学校区を聞くところがありますが、地域によっては町と学区がずれている所があったかと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局) 町の中でも学区を選べる所がございまして、通っている学校と町がずれた場合の対応はまだ詳細に詰められていないので、そこはどちらかに統一するか、あるいはどちらも選択できるようにするか考えさせていただいてもよろしいでしょうか。

(友廣委員) 13ページの「留守家庭児童会」という表現について、わざわざ「留守家庭児童会」についての説明もありますが、選択肢6に「留守家庭児童会」と書かれても、普通の保護者はわからないと思います。ですから、括弧書きで「市が運営する学童保育」など、そのようなわかりやすい表現にさせていただいた方がよいと思います。それは問28も同様です。逆に「留守家庭児童会」についての説明は要らないと思います。それよりは表現をわかりやすくしていただきたいと思います。

(事務局) 就学前のお子さんや皆さんにとって学童保育という言葉の方が馴染みがありますか。

(友廣委員) むしろそれしか分からないと思います。

(事務局) 分かりました。これは市民の方が答えやすいようにします。先ほど説明が漏れていましたが、利用料金につきましては別紙参照と書いていますが、以前のアンケートでは、この利用料が一定かかりますという補足説明はあってもそれがいくらかわからないので、市民の方は、金額はわからないがあればよいという事で、希望が過大に出たという反省を踏まえまして、国からも利用料金がかかるものに関しては一定の料金を明示するよにということですので、別紙でお付けした料金表をアンケートの中に入れようと検討しています。ただ、その料金に関してあまり細かく書いてしまいますと逆にわからなくなったり、私立幼稚園や認可外保育施設につきましては、利用料金を自由に設定されていますので、私どものところで精査できませんので、芦屋市の公立についてはという形なるべく市民の方に間違った情報にならないようにしています。

(友廣委員) 資料5のアンケート調査の実施についてですが、先ほど正確に調査してという言葉が出てきていましたが、その方法がアンケートになるということはどうかと思いました。思い切って全員に聞いてはどうでしょうか。大きな市については、何万人もの中でニーズ調査といえば当然統計的なことになるでしょうが、全体で5,000人という数であれば全員に調査してはどうかと思います。検討してください。

(事務局) いただいたご意見として慎重に検討させていただきますが、今回はかなりの割合でのアンケートの配布になるかと思いますが、就学前児童のお子さんが3人いらっしゃるすると、そのすべて3件がきてしまった場合、答えていただく保護者の方の負担や、回答の混乱を招くことを考えまして、すべての調査にはしていません。この2,300人の児童を対象にするということは、世帯で考えるともっと限定されますので、相当のご家庭に配布できると思います。それである程度の量を把握していくということでご理解いただければと思います。

(友廣委員) 全員に聞くということが正しいと思います。できない範囲ではないので検討していただければと思います。

(会長) 今のことはご検討いただくということでもよろしいでしょうか。

(事務局) 検討します。

- (友廣委員) このアンケートに関しては、国が示した部分では、推計のためには変えられないとおっしゃっていると思いますが、この前の大阪のシンポジウムで内閣府の方がおっしゃっていたのは、ニーズを調査するために自由にやってよいというイメージで聞いていました。がちがちに決まっているわけではないと思います。ある程度市町村の状況に合わせて変えてもよいと聞いていました。変えてよい部分と変えてはいけない部分という決まりがきちりあるのでしょうか。そこをもう一度確認してほしいと思います。
- (事務局) 国から新たに最終の骨格が示されるとしますので、それを参考にしたいということと市町村が自由にということについては、芦屋市独自の設問をなるべく取り入れたいと思います。国は就学前のお子さんに最低これだけは聞きなさいという指示をしていますので、後は市町村の財政力、努力によってやれるならばやってくださいということです。その中で芦屋市は小学校のお子さんにも聞きたい、またなるべくたくさんの標本数を得たいということで今の事務局案を提案させていただいていますので、どこまで自由度を広げられるかは皆様のご意見を基に検討していきたいと思います。
- (会長) 国が示したものとして回答を得なければならないものと芦屋市独自の設問と混ざった気がします。項目的に国が示したものの表現やわかりやすさ、レイアウトについてはもう少し自由度があったのではないのでしょうか。市民の方にできるだけわかりやすく、見やすく、文言も芦屋で実際に使われているものを入れ込んでいくなど、お子さんへの配慮等の微調整は許されていたのではないのでしょうか。もう一度ご確認していただいて、イラスト等も若干柔らかくした方が良いのではないかと思います。回答しやすい流れなど、アンケートを答えやすくしていただきたいと思います。
- (下岡委員) 19ページの「すべての方に、認定こども園についてうかがいます。」という部分ですが、芦屋市があえてつけたということは、認定こども園は設置するという前提でよろしいですか。それともこのアンケート結果によって、マイナスイメージが出た時には無くすということでしょうか。今回このアンケートを実施するにあたって、認定こども園に関しての内容も含めて各幼稚園や保護者に説明するとお伺いしていますが、認定こども園を将来芦屋市に設置するというメッセージを投げかけているなど受け止めています。それもアンケートの結果によって変わることもあり得ますか。
- (事務局) 設置する、設置をしたいというメッセージは変わらないと思います。仮にアンケートでマイナスの評価をいただくとすれば、それを払拭するための努力を今後していかなければならないと考えています。
- (下岡委員) ということは、芦屋市としては認定こども園を設置する、設置したいと思っているという確認でよろしいでしょうか。そこがあやふやだと思います。資料にはいつも出てくる言葉ですが何も決まっていなのに、その言葉が一人歩きしたり、保護者に説明したりとちょっと危惧を覚えていますので、この会議の中でもそこまで至ってないなと思いますのでそこだけでも今回確認したいと思いました。
- (事務局) 事務局としてはうかつに言うこともできませんが、認定こども園を設置するという決定はございませんが、この国の子ども・子育て支援新制度がスタートした以上、私たちもその制度をより良いものにしたいという思いがございますので設置したいと考えています。
- (下岡委員) わかりました。その言葉を今みんなで聞いたということで確認できましたので、

その上で協議ができればいいなと思います。

- (金光委員) 私も同じことを思ったので、確認したかったということと、もう1点、この調査票の中の言葉尻が今芦屋市が使っていない言葉がたくさん使われているように思います。例えば、幼稚園でも預かり保育に関しまして就園時間という言葉が保護者には馴染まないというような言葉がたくさんありますが、それは考えていただけますか。
- (事務局) 必須の変えられない部分以外は、芦屋市でレイアウトなり表現は自由に書くことになったので、もう一度事務局でも国の情報を確認した上で、なるべくわかりやすいものにしたいと思います。
- (金光委員) ただ、言葉的に芦屋市のものではないなと思いました。問17については、国のものには載っていなかったと思います。芦屋市として出されたことかと思いますが、他の項目に関しては「当てはまるものすべてにをつけてください」という表現ですが、この項目だけが「当てはまるものを3つまで選んで」となっていることに何か意図はございますか。
- (事務局) ご指摘の通り、問17は芦屋市独自の設問です。これを設問の中に入れた主旨は、圏域の中である一定の市民のニーズを充足できるように整備をしていく中ですべてとはいかないので、何が必要かということを出して上位3つという多いニーズを取りたいということで3つまでにしたとご理解いただければと思います。
- (金光委員) しかし、回答する側の保護者としましては、いままではすべて「当てはまるものすべて」となっており、急に「3つまで」となると、できれば「すべて」としていただけたら非常に回答しやすいかなと思います。
- (事務局) はい、わかりました。意見としてお聞きし検討いたします。
- (会長) 今のご意見について検討していただくということでお願いします。
- (金光委員) 言葉については後で提出させていただきますが、1点だけ、10ページ問23-1の工で国もこのようになっていましたが、幼稚園では母親が家にいらっしゃることの方が多いです。ですから、父親がなぜ前にあるのでしょうか。必要な項目であることはわかっていますが、そこも含めて芦屋市として確認を再度していただけたらありがたいと思います。また11ページ問23-5に「ウ」から「ケ」とございますが、「エ」は当てはまらないのではないかとおっしゃったので、再度検討していただきたいです。細かい言葉につきましては、また出させていただきたいと思います。
- (会長) 他に何かございますか。
- (事務局) いただいたご意見はすべて検討いたします。
- (守上委員) 19ページの認定こども園についてですが、認定こども園について設置したいというお話がありましたが、皆さんが認定こども園についてどれくらい認識されているのかということです。昔、保育園と幼稚園は絶対に一緒にできないという説明を受けていたのにここにきてできると言われ、良いことばかりが書いてあり、あまり知らないまま読んでいけば、最後は「積極的に進めてほしい」という回答にしか行き着かないと思います。そう持っていきたいということが見え見えでアンケートを出すのはどうかと思います。皆さんはどう思われますか。
- (下岡委員) そう思いました。
- (飯田委員) 説明会が随所で行われるということであれば、認定こども園やアンケートの主旨というものを大事なものだ、次世代に関わることだということで全戸配布と小学校、幼稚園、保育所での説明会を実施してほしいと思います。

- (事務局)今すぐにお答えすることはできません。
- (会長)ただ、この場で芦屋市独自の部分をいじるかどうかということを議論しないといけません。
- (事務局)これは事務局案ですので、これだけは聞きたいという最低限の設問に絞っています。それについての是非、不足分や設問の仕方などについてご意見いただければと考えています。
- (有馬委員)先ほどからお話が出ている通り、PTAからしてみても表現が固く、保護者からしても抵抗があるように感じます。PTAも保護者の方がすんなりと受け入れてくれるような表現を心がけて配布等しています。アンケートの19ページの認定こども園についてですが、認定こども園は芦屋市の運営という解釈でよろしいでしょうか。
- (事務局)公立でということですか。
- (有馬委員)はい。公立でというイメージがするのですが、それは「9.市の財政上効率のよい運営ができる」というところで芦屋市が運営するものなのかと思ってしまいますが、芦屋市の運営の認定こども園という解釈でよろしいでしょうか。
- (事務局)「市の財政上効率のよい運営ができる」と言いますのは、公立私立にするというイメージは市としても事務局としても持ち合わせていません。それをこの中で伺いたいということもございません。ただこれは数の問題になると思いますが、実際公立幼稚園が9つ、公立保育所も6つ、そして私立ということで、今就学前施設が全部で20いくつありますが、将来的に認定こども園になれば、2つが1つになり総数が減り、市の財政上2つ負担していたものが1つになりますよという意味での効率性だけで、それを公設・公営でとは、ここでは意図していません。ですから表現については改めて検討させてください。
- (会長)他にご質問はありませんか。
- (藤原委員)今、事務局の方がおっしゃった財政上幼稚園をたたむということも、この回答で決定されるということでしょうか。
- (事務局)幼稚園の廃園等に関しては、この子ども・子育て会議の決定事項ではございません。ここはあくまでも整備計画、いわゆる数をいくつが適正であるかということとを計画の中に盛り込んでいきますので、仮に今の状態で2,000の就学前の供給量があり、ニーズが1,000であれば、余った1,000は保育所、認定こども園、あるいは子育て支援センターという何らかの形に転換をして考えていかなければ、供給と需要のバランスが悪いまま流れることとなります。そうなってしまうことを想定しているだけですので、ひょっとしたら、教育・保育のニーズが出てくるかもしれないので、そこは保留ということになると思います。
- (藤原委員)そうすると、19ページの前半4行で認定こども園がとても良いものに見えたので、市民の方が読まれた時に少し誤解することになると思います。これだったら、幼稚園・保育園よりも認定こども園が良いと極端に動いてしまわないかと疑問に思います。
- (事務局)今のご意見が市民、就学前の子どもさんに関わっている方のご意見だと思えます。それもひとえに芦屋市に認定こども園がございませんし、私どももなかなか周知できていないからだとは思いますが、認定こども園についての説明の最初の4行はまさに国の内閣府が認定こども園の定義として引用している文章を網羅しているものですので、間違いはないと私たちは認識しています。もしそれが偏った解釈になりがちであるということであれば、私どもが皆さんに説明をしていく

ということが第一の責任と考えていますので、アンケートが配布されるまでには市民の方に誤解を招かないような周知を何らかの形で実施したいと考えています。

(事務局) 新制度については公立では国からお金が下りません。私立の認定こども園になった場合についてはお金が下りるとい形になっています。今はまだ決定していないとのことですが、公立になれば市の財政からお金を払っていくことになりまますので、また市で検討していく必要があるという段階です。

(加納委員) この認定こども園は福祉に入るのか学校教育に入るのか、どちらに入るのでしょうか。

(会長) 国がまだはっきりとしていないので。ただ、両方の免許がいるということ。そして、3歳以上については学校教育の位置づけとされています。0, 1, 2歳の保育も「やらなければならない」から「やらなくてもよい」となっているところがあり、どちらかといえば、教育にシフトしている雰囲気があります。今までの過去の経緯から言うと福祉寄りだったものが、学校教育寄りになってきたり、両方にまたがるということも考えられます。一元化が一体化になり、連携型に変わり、曖昧になっています。

(英委員) 実際にこのアンケートを書く側にすると、最初の「ご協力をお願い」からわかりにくいと思います。保護者の年齢に関係なくこれを読んだ時点で疲れてしまいます。ですから、自分たちがこのアンケートを答えることによって子どもに良いこととなるという期待を持たせるような書き方をしてほしいです。アンケートについて説明会をするといった時に保護者の方が聞いてみたいと思うのかと考えると、面倒くさいと思ってしまいます。説明会の間、子どもはどうしたらよいのでしょうか。もう少しやる気を起こさせる方法がないかと思います。例えば、むくむくなどの子どもセンターでこれからの子どものことを考える良い機会ですから、むくむくで遊びながらこのアンケートを皆で一緒に書き、わからないところはスタッフの方が教えてくれるといった取り組みを2日に1回実施するなど、保護者の方が答えるようにしなければあまり意味がないので、回収率も60%いくのかと疑問に思います。

(飯田委員) 子ども・子育て支援法の中で認定こども園は必須ではないのですか。ブランド幼稚園と、認定こども園とありますが、保育所は保育所として残るという選択肢はなく、保育所はすべて認定こども園になると私たちは聞いていました。それが、27年度からの法律にないのであれば今のように認定こども園が必要かという議論もしなければならないと思いますが、決まっているものであればより良くしていくしかない話なので、決まり事なのかそうでないものなのか教えていただきたいです。

(会長) どちらかというと、予算や補助金等の財源の問題です。

(副会長) 以前は全部実施すると言っていましたが、今は国会に出した段階で多方面から揶揄が入り、内閣府が入ってきて、結局は現在の形になりました。今の認定こども園の管轄は内閣府で、今までは文部科学省と厚生労働省でしたが、認定こども園は制度と財政を一本化したいという国の意向があります。芦屋市だけの問題ではありませんので、芦屋市として今の時点でお答えできることではないという状況です。芦屋市では認定こども園ができたときの担当部局は決まっているのでしょうか。

(津村委員) 全体を通して、補足を兼ねてお話しします。国が最終のものを出していないとい

う段階で、現在国が示しているものをお送りさせていただきました。従いまして、先ほどからご指摘がありますように、我々が見てもわかりにくい表現があります。表紙の段階からご指摘の通りです。言葉の修正等については、それぞれのお立場からのご意見や、こうなったらわかりやすいのではないかとというご指摘はありがたいと思います。認定こども園の位置づけとともに、国がまずこの仕組みをどのような位置づけでやろうとしているのか、認定こども園は元々あったものですが、元々は幼稚園として文部科学省の認可を受けたものでした。加えて、保育所は厚生労働省の認可の基準を満たしたもので、この両方の施設の認可を受けたものが、一体的に行うという仕組みでした。これは、両方でそれぞれの手続きを踏まなければならないものですから、非常に進まなかった。その中で兵庫県としては、知事が教育振興基本計画を作った時に認定こども園というものを推進すると掲げられました。従って、行政主導で動いたために、全国でも一番進んでいます。全国的に進まなかった要因は、先ほどから問題になっている所官庁の違いが大きかったのです。この3法を制定する前に国は組織として、今の文部科学省と厚生労働省というものを一体的に1つでやらなければならないだろうと取り組みましたが、それも頓挫してしまいました。従って、解決策として内閣府が子ども・子育て会議も含めて議論しています。そこで言われていることが、すべての家庭の子どもの権利を最優先し、すべての子どもたちに良質な幼児期の学校教育、必要な保育を提供できる仕組みを作ろうということが元々の3法でしたが、そのような仕組みの中に良質な学校教育をやるより、提供できるものが保育所という位置づけではなく、それができるのが幼稚園であり、認定こども園ということはこの仕組みの中で作ったということだろうと思います。そういう中に認定こども園が良いのか悪いのかではなく、まず、目指していることがすべての子どもたちに等しく良質な幼児期の学校教育を提供できる基盤を作りましょうということが3法の本来あるべき姿だと思います。その中で、それを芦屋市の子どもたちに提供できる基盤を作るためには本市において、どのような施設を整備していかなければならないのかということをお場で議論いただくと、そういう場所だろうと思います。幼稚園、保育所についても、今後入所にかかる部分は、基本的に一本化して受付を行っていくという形です。つまり、給付の形が一体的になるということですから、全部一本化しなければならないのです。今教育委員会が行っている事務と保育課が行っている事務を精査し直して、27年度の新しい制度にどこまでそれぞれが分担していかなければならないかということが来年度までの課題です。今、その状況を推移を見ながら検討しているところです。基本的には一体としてやっていくことになるだろうと思います。

(会 長) ありがとうございます。名前も幼保連携型認定こども園という仮称にまた変わっているので、資料1にも載っていますが、そこは学校及び児童福祉施設となっています。それも27年度以降の話で決まっていないので、保育要領も作られることになっていますが、それもまだ始まっていません。

(飯田委員) 他市では先行されているところもありまして、そのホームページでは、今年度は何園、来年度は何園認定こども園にしますという策定計画が出ているところを見ると、もう決まり事なのかと、行政としてももちろん受け皿を持っているでしょうし、もう進まないといけない道なのか、芦屋市は市が独自で進めるのか、そのように選択肢があるのかということをお聞きしたかったのです。

(会 長) 私が言えることでもありませんが、財政的にどこの都道府県も大変であること

は間違いありません。その時に、芦屋市の財政としてどれだけの予算をかけていくのかということや、そのためにニーズ調査をしてどれだけの受け皿があり、どれだけの需要が見込まれ、それがどれだけ整備されているのか、もし国からお金が下りなくなった時にやるのかやらないのかということは、大変です。兵庫県が多いのは淡路島まで含めて広いので、地方になればなるほど子どもがいない状況ですから、連携も何も1つにしていけないと子どもがいないという中で起こっている現実があります。

(副会長) 他市がしているからうちもと考える必要は全くありません。要するに、芦屋市の新制度を皆さんが作るのです。それはその市の規模によって違うのです。自分が住んでいる所を大事にして、どのような市にしたいのか。ですから、今回は地域型にされているのです。その地域のニーズにおいては認定こども園にした方がよい場合もあるのです。それはお金の問題です。今までは国と県と市とで分散して補助金が出ていましたから、私立の方はわかると思いますが、補助金の出所がすべて違います。それを一本化したいと。それも何をするかによって変わります。特性があることを行った時に補助金が出るというように、地域主導型に変わってきているのです。ですから、この会議で決めた案に対して税金が下りてきます。私たちも伝統的な考え方ではやっていけなくなってきていますから、保護者の方も含めて私たち皆が幼稚園、保育所はこういうものだという考え方ではなく、芦屋市の子どもを育てる施設はこれからどうあったらよいのかということをおの人に問われているのです。子どもが減っていったら施設の量は変わらないと、もちろん潰れる園が出てくるということですし、障がい者のこともどう考えるのかと、今も、発達センターも一本化を考えており、市の中の全員を1つの窓口でとりまとめ、社会に出るまで切れ目のない支援をという取り組みもされていて、事務局で市全体の子どもの受け皿として、芦屋市としてどのようなデザインで受け皿を作るのか、役所の方である程度方向を決めてされた方が無駄が少なく済むと思います。どうぞ皆様方も意識を新たにしていきたいと思います。新しく作るならば、どのような形でもよいのです。アンケートに関して答える側主導でいくと、認定こども園を最後にもって行きます。最初に皆さんの気持ちを聞いてから、実は認定こども園の話があるけれど、という方が答えやすいと思います。既存の形にとらわれず進めていけたらと思います。

(会長) 子ども会議があり、子ども支援新制度があり、3法があり、ここまでは法律として決まっていることであって、この子ども会議を芦屋市としても第1回で設置したというところまでは異論はないと思います。資料6を見ていただきまして、今日の主軸はアンケートで、芦屋市もニーズ調査に基づいて今後を考えるということが前提で調査をしてくださいということが国から言われていることです。その調査の項目について先ほどのアンケートがたたき台になっていまして、最終的な国の義務として出てくる部分と任意の部分はまだはっきりしていませんが、概ねこの方向の項目が出てくるだろうということです。ここで確認しなければならないことは、教育・保育としてのことで、これは義務教育化ということで無償化ということも内閣府はやや考えていらっしゃる。幼児教育としての重要性としては、最近の議論でも出てきていることですから、どうなるかはわかりません。ただ、もう一方は働きたいとおっしゃる方への保障をどうするかという問題であって、その時に芦屋市にどれだけの受け皿があるのかということをお調査し、それによって量的な確保の必要があるかを整備計画が動いていき、ライフデザインが出

てくると思います。また、資料6にある事業は補助金がついてくるであろう項目で子育て支援の部分になります。これも子育て支援に関してどのような受け皿があるかということアンケートで調査し、どのようなご要望であるかを調査し、それによって補助金の使い方も変わってくるということが今後の見通しです。そこも芦屋市としてデザインをしていかなければなりません。ただそのニーズ調査という実態が出てきていないので、やや無理な話です。まずこのアンケートに関しましては、今月末までに各団体にお持ち帰りいただき、項目を変えられるかも含めて、原案を必要ならば出していただけたらよいと思います。また、認定こども園につきましてはここで賛否を取ることはできませんので、それもお持ち帰りいただき、芦屋市独自の項目が要るのか要らないのか。この聞き方でよいのかももう少し皆さんで出していただければよいと思います。誘導尋問になってしまいますと誤解を招く危険性もありますので、アンケートは誘導してしまうという危険性も考えていただきたいと思います。それぞれの思いがあると思いますが、それはまた別のところで出していただく必要があります。アンケートはアンケートとして取り扱わなければなりません。ということで時間になりましたので、事務局よりその他連絡事項がございますでしょうか。

【事務局より事務連絡】

- (会 長) このアンケートは10月に配布になります。会長・副会長との協議の後、その原案のフィードバックをして、ご確認の上、最終的には会長・副会長と事務局で一任ということで、一旦皆さんにフィードバックをするという手続きをしていただいた方が望ましいのではないかと思います。
- (津村委員) 誤解を招かないよう、もう一度開催して、最終案を提示させていただくということが本来の流れであります。これを年度内に集約しようと考えますと、遅くとも10月前半に発送してアンケートを実施していきたい。ただ、国がまだ最終案を明示していないという問題があります。それを一方で確認しながら、行政内部で9月には議会がございまして、非常にその間の期間は難しいのではないかと。ですから、大きく趣旨はご意見をいただけたということと、アンケートについてはある程度ご理解をいただけたものと考えまして、先ほどいただいた意見を集約しまして、会長・副会長と協議の上で皆さんにも再度お見せしたいと思いますが、非常にタイトなスケジュールでまたご連絡をするかと思いますが、そこだけはご了承をいただきたいと思います。
- (会 長) アンケートの部会は無しということ。事務局からのお願いということで、ご意見がある方は早めに出していただいて集約いただかないといけませんのでよろしく願いいたします。ありがとうございました。

< 閉会 >